

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第14号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年墨田区規則第32号）の一部を次のように改正する。

第9号の3様式（表）中

「

1 社保本人	2 社保家族	3 国保一般	4 国保退職本人	5 国保退職家族
6 後期高齢	7 生保（受給中）	8 生保（申請中）	9 自費・その他（ ）	
10 不明				

」を

「

1 社保本人	2 社保家族	3 国保	4 後期高齢
5 生保（受給中）	6 生保（申請中）	7 自費・その他（ ）	8 不明

」に、

「(3) BCG接種歴 1 有（ 年 月頃） 2 無 3 不明」を

「(3) BCG接種歴 1 有（ 年 月頃） 2 無 3 不明
(4) リンパ球菌特異蛋（たん）白刺激による放出インターフェロン γ 試験（QFT等）
1 陽性 2 判定保留 3 陰性（実施日 年 月 日）」に、

「

— B	C	G —
-----	---	-----

」を「


— B	C	G —
— Q	F	T —
1 陽性	2 判定保留	
3 陰性	4 判定不可	
5 結果不可	6 未実施	

」に改める。

第9号の3様式（裏）中

「1 INH 2 RFP 3 SM 4 EB 5 KM 6 TH 7 EVM 8 PZA 9 PAS
10 CS 11 その他（ ） 1から11までのうち局所療法に用いるもの（ ）」を

「1 INH 2 RFP 3 RBT 4 PZA 5 SM 6 EB 7 LVFX 8 KM 9 TH 10 PZA
11 CS 12 DLM 13 BDQ 14 その他（ ）
1から14までのうち局所療法に用いるもの（ ）」に、

「(1) レントゲン写真略図及びその他の所見（肺外結核の場合は、そのエックス線略図及びその他の所見）」を「(1) エックス線写真略図及びその他の所見（肺外結核の場合も同様）」に、


「

備考

」を

「

(4) CT 所見 (必要に応じて)	撮影時期 年 月 日
備考	

」に、

「印」を「※署名又は記名押印のこと。」に改める。

第10号の2様式(表)中「(一般・退職本人・退職家族)」を削り、

「

1	薬品名	INH	RFP	SM	EB				
		KM	TH	EVM	PZA				を
		PAS	CS						

」

「

1	薬品名	INH	RFP	RBT	PZA	SM			
		EB	LVFX	KM	TH	PAS			に改める。
		CS	DLM	BOQ					

」

第10号の3様式(表)中

「

	INH. RFP. SM. EB. KM. TH. EVM. PZA. PAS. CS.								
	手術 () を
	その他 ()

」

「

	INH RFP RBT PZA SM EB LVFX KM TH PAS CS								
	DLM BDQ								に改め、「(一般・退職本人・退
	手術 ()
	その他 ()

」

職家族)」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。